|  |
| --- |
| ○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年1月10日規則第1号） |

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

資料３－３

平成８年１月10日

規則第１号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 改正 | 平成８年３月１日規則第４号 | 平成９年３月31日規則第51号 |  |
|  |  | 平成10年３月17日規則第17号 | 平成11年３月30日規則第21号 |  |
|  |  | 平成11年９月28日規則第80号 | 平成12年３月31日規則第78号 |  |
|  |  | 平成12年６月20日規則第123号 | 平成13年１月５日規則第３号 |  |
|  |  | 平成13年12月７日規則第126号 | 平成14年12月17日規則第99号 |  |
|  |  | 平成15年３月11日規則第16号 | 平成15年９月26日規則第116号 |  |
|  |  | 平成16年２月24日規則第８号 | 平成16年２月27日規則第11号 |  |
|  |  | 平成16年３月26日規則第23号 | 平成16年６月８日規則第60号 |  |
|  |  | 平成16年６月22日規則第63号 | 平成17年５月17日規則第120号 |  |
|  |  | 平成17年９月20日規則第147号 | 平成18年３月３日規則第９号 |  |
|  |  | 平成19年３月23日規則第38号 | 平成19年９月28日規則第98号 |  |
|  |  | 平成20年１月25日規則第５号 | 平成20年９月30日規則第95号 |  |
|  |  | 平成21年３月31日規則第33号 | 平成22年３月30日規則第41号 |  |
|  |  | 平成23年９月30日規則第70号 | 平成24年３月23日規則第18号 |  |
|  |  | 平成25年３月１日規則第21号 | 平成26年１月31日規則第３号 |  |
|  |  | 平成26年７月１日規則第74号 | 平成27年10月30日規則第108号 |  |
|  |  | 平成28年３月11日規則第10号 | 平成29年３月31日規則第45号 |  |
|  |  | 平成30年３月30日規則第36号 | 令和元年６月25日規則第15号 |  |

神奈川県福祉の街づくり条例施行規則をここに公布する。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

題名改正〔平成21年規則33号〕

（事務の委任）

第１条　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成７年神奈川県条例第５号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、市（相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市及び大和市に限る。）の区域以外の区域における事務は、土木事務所長に委任する。

(１)　条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。

(２)　条例第17条の規定により、協議し、及び必要な指導又は助言を行うこと。

(３)　条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。

(４)　条例第19条の規定により、検査を行い、及び必要な指導又は助言を行うこと。

(５)　条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(６)　条例第24条第１項の規定により、第２号、第４号及び前号に掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。

(７)　条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。

追加〔平成８年規則４号〕、一部改正〔平成９年規則51号・10年17号・12年78号・21年33号・22年41号〕

（施設等）

第１条の２　条例第２条第２号に規定する規則で定める施設は、別表第１のとおりとする。

２　条例第２条第３号に規定する規則で定めるものは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路とする目的で新設するものとする。

３　条例第２条第４号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(１)　都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項に規定する公園とする目的で設置するもの

(２)　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項第９号の３に規定する港湾環境整備施設である緑地

４　条例第２条第５号に規定する規則で定める公共車両は、次に掲げるものとする。

(１)　普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第２条第１項第11号に規定する旅客車

(２)　軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第９条第１項第17号(ロ)に規定する客車

(３)　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(４)　道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

一部改正〔平成８年規則４号〕

（整備基準）

第２条　条例第12条第２項に規定する規則で定める整備基準は、別表第２のとおりとする。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（適合証）

第３条　条例第16条第１項に規定する適合証は、第１号様式のとおりとする。

２　条例第16条第１項の規定による請求は、適合証交付請求書（公共的施設用）（第２号様式）、適合証交付請求書（道路用）（第３号様式）又は適合証交付請求書（公園用）（第４号様式）により行わなければならない。

３　前項の適合証交付請求書には、公共交通機関の施設以外の公共的施設に係るものにあっては適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）（第５号様式）又は適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等）用）（第５号様式の２）並びに第１号から第３号まで及び第５号に掲げる図書を、公共交通機関の施設に係るものにあっては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第６号様式）並びに第１号から第３号まで及び第５号に掲げる図書を、道路に係るものにあっては適合状況項目表（道路用）（第７号様式）並びに第１号、第４号及び第５号に掲げる図書を、公園に係るものにあっては適合状況項目表（公園用）（第８号様式）並びに第１号から第３号まで及び第５号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第18条の規定による届出をした者については、この限りでない。

(１)　方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(２)　縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図

(３)　縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図

(４)　縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図

(５)　その他知事が必要と認める図書

一部改正〔平成21年規則33号〕

（指定施設）

第４条　条例第17条第１項に規定する指定施設は､別表第１の左欄に掲げる施設のうちその規模等（増築の場合にあっては、増築後の規模等）が同表の右欄に該当するものとする。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（事前協議）

第５条　条例第17条第１項の規定による協議は、指定施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第６条の２第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定により確認を受ける必要がある場合にあっては当該確認の申請をする日の30日前までに、当該確認を受ける必要がない場合にあっては新築等の工事に着手する日の30日前までに、指定施設新築等（変更）事前協議書（第９号様式）により行わなければならない。

２　前項の指定施設新築等（変更）事前協議書には、公共交通機関の施設以外の公共的施設に係るものにあっては適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）（第５号様式）又は適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等）用）（第５号様式の２）、公共交通機関の施設に係るものにあっては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第６号様式）並びに第３条第３項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる図書を添付しなければならない。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（軽微な変更）

第６条　条例第17条第１項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(１)　整備基準に適合している部分を障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更

(２)　工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の３月以内の変更

一部改正〔平成21年規則33号〕

（工事完了の届出）

第７条　条例第18条の規定による届出は、指定施設工事完了届（第10号様式）により行わなければならない。

２　前項の指定施設工事完了届には、第５条第１項の規定により行われた協議内容に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（公表）

第８条　条例第21条の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(１)　勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(２)　勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(３)　勧告の内容

(４)　その他知事が必要と認める事項

２　条例第21条の規定による公表は、神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（適合調査の結果報告）

第９条　条例第22条第１項の規定による報告は、知事が定める期日までに、指定施設適合調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。

２　前項の指定施設適合調査結果報告書には、公共交通機関の施設以外の公共的施設に係るものにあっては適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）（第５号様式）又は適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等）用）（第５号様式の２）、公共交通機関の施設に係るものにあっては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第６号様式）を添付しなければならない。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（改善計画の届出）

第10条　条例第23条第１項の規定による届出は、指定施設改善計画届（第12号様式）により行わなければならない。

２　第５条第２項の規定は、前項の指定施設改善計画届に添付しなければならない図書等について準用する。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（身分証明書）

第11条　条例第24条第２項の規定による職員の身分を示す証明書は、第13号様式とする。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（国等）

第12条　条例第25条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(１)　日本下水道事業団

(２)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(３)　独立行政法人水資源機構

(４)　独立行政法人都市再生機構

(５)　独立行政法人住宅金融支援機構

(６)　地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社

一部改正〔平成11年規則80号・12年78号・15年16号・116号・16年８号・11号・23号・63号・17年120号・147号・19年38号・98号・21年33号〕

（国等の通知）

第13条　条例第25条の規定による通知は、指定施設新築等（変更）通知書（第14号様式）により行わなければならない。

２　第５条第２項の規定は、前項の指定施設新築等（変更）通知書に添付しなければならない図書等について準用する。

一部改正〔平成21年規則33号〕

（整備基準の適合状況等に関する情報の提供）

第14条　知事は、事業者からの申出があった場合には、当該事業者が設置し、又は管理する公共的施設に係る整備基準の適合状況等について、神奈川県のホームページへの掲載により県民に対して情報を提供し、当該情報を変更し、又は当該情報の提供を停止するものとする。

追加〔平成29年規則45号〕

（特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの）

第15条　条例第29条第３号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の２に規定する児童心理治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。

追加〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕

（制限の緩和の認定の手続等）

第16条　条例第33条の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第15号様式）に、第３条第３項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による認定の申請について認定をしたときは、認定通知書（第16号様式）により申請者に通知するものとする。

追加〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号〕

附　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月１日規則第４号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日規則第51号）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成10年３月17日規則第17号）

この規則は、平成10年３月20日から施行する。

附　則（平成11年３月30日規則第21号抄）

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第７条中神奈川県福祉の街づくり条例施行規則別表第１の３の項用途の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年９月28日規則第80号）

この規則は、平成11年10月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定、別表第１の４の項用途の欄(10)の改正規定並びに第２号様式から第４号様式まで、第９号様式、第10号様式、第13号様式及び第14号様式の改正規定は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年６月20日規則第123号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年１月５日規則第３号）

この規則は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年12月７日規則第126号）

１　この規則は、平成14年４月１日から施行する。ただし、別表第１の５の項(２)の項の改正規定は、同年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に神奈川県福祉の街づくり条例（平成７年神奈川県条例第５号）第16条第１項の規定により協議を行っている指定施設に対するこの規則による改正後の神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成14年12月17日規則第99号）

この規則は、平成15年１月１日から施行する。

附　則（平成15年３月11日規則第16号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年９月26日規則第116号）

この規則は、平成15年10月１日から施行する。

附　則（平成16年２月24日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年２月27日規則第11号）

この規則は、平成16年３月１日から施行する。

附　則（平成16年３月26日規則第23号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年６月８日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年６月22日規則第63号）

この規則は、平成16年７月１日から施行する。

附　則（平成17年５月17日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年９月20日規則第147号）

この規則は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成18年３月３日規則第９号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月23日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月28日規則第98号）

この規則は、平成19年10月１日から施行する。ただし、別表第１の５の項(２)オの改正規定は、同年９月30日から施行する。

附　則（平成20年１月25日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年９月30日規則第95号）

この規則は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第33号）

１　この規則は、平成21年10月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第６条の２第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請がされた指定施設（以下「確認申請施設」という。）及びこの規則の施行の際現に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成７年神奈川県条例第５号。以下「条例」という。）第17条第１項の規定による協議が行われている指定施設（以下「協議施設」という。）に係る同項の規定による協議については、改正後の第５条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　確認申請施設、この規則の施行の日前に神奈川県福祉の街づくり条例の一部を改正する条例（平成20年神奈川県条例第61号）による改正前の条例第15条第１項の規定による請求があった公共的施設等及び協議施設に係る条例第12条第２項に規定する規則で定める整備基準については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月30日規則第41号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日規則第70号）

この規則は、平成23年10月１日から施行する。ただし、別表第１の４の項(８)の改正規定は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月23日規則第18号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月１日規則第21号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年１月31日規則第３号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年７月１日規則第74号）

この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成27年10月30日規則第108号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月11日規則第10号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第45号）

１　この規則は、平成29年10月１日から施行する。ただし、第14条及び別表第１の改正規定並びに次項の規定は、同年４月１日から施行する。

２　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第12条第１項第３号に掲げる者の事務所（平成29年10月１日以後に新築等の工事に着手されるものを除く。）に係る改正後の別表第１の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月30日規則第36号）

（施行期日）

１　この規則は、平成30年10月１日から施行する。ただし、別表第１の４の項(９)の改正規定及び附則第３項の規定は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の４の項(８)の規定（介護医療院（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に同法第107条第１項の規定による開設の許可を申請し、又は新築等の工事に着手する介護医療院について適用する。

（準備行為）

３　介護医療院の新築等をしようとする者は、この規則の施行の日前においても、その計画について、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成７年神奈川県条例第５号）第17条第１項の規定による協議をすることができる。

附　則（令和元年６月25日規則第15号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

別表第１（第１条の２、第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 公共的施設 | 用途 | 指定施設の規模等 |  |
|  | １　官公庁施設 | 国、地方公共団体及び第12条各号に掲げる者の事務又は事業の用に供するもの | 全てのもの |  |
|  | ２　教育文化施設 | (１)　学校及びこれに類する施設のうち次に掲げるもの（以下「学校等」という。）の用に供するもの | 全てのもの |  |
|  | ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第１項に規定する各種学校 |  |  |
|  |  | イ　道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第１項に規定する自動車教習所 |  |  |
|  |  | ウ　ア及びイに掲げる施設に類するもの |  |  |
|  |  | (２)　図書館及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの |  |  |
|  |  | ア　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館 |  |  |
|  |  | イ　博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 |  |  |
|  |  | ウ　ア及びイに掲げる施設に類するもの |  |  |
|  |  | (３)　動物園、植物園及び遊園地（以下「動物園等」という。）の用に供するもの |  |  |
|  |  | (４)　集会場及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの |  |  |
|  |  | ア　集会場及び公会堂 |  |  |
|  |  | イ　社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 |  |  |
|  |  | ウ　ア及びイに掲げる施設に類するもの |  |  |
|  | ３　医療施設 | 医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所の用に供するもの | 全てのもの |  |
|  | ４　福祉施設 | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | 全てのもの |  |
|  |  | (１)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設 |  |  |
|  |  | (２)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第５条第１項に規定する身体障害者社会参加支援施設 |  |  |
|  |  | (３)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項に規定する保護施設 |  |  |
|  |  | (４)　売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設 |  |  |
|  |  | (５)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の２第３項及び第４項に規定する事業を行う施設、同法第５条の３に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム |  |  |
|  |  | (６)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設 |  |  |
|  |  | (７)　母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第１項に規定する母子健康包括支援センター |  |  |
|  |  | (８)　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院 |  |  |
|  |  | (９)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第７項に規定する生活介護を行う施設及び同条第８項に規定する短期入所を行う施設（同条第11項に規定する障害者支援施設を除く。）、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム |  |  |
|  |  | (10)　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第７号に規定する授産施設及び同条第３項第11号に規定する隣保館等の施設 |  |  |
|  |  | (11)　(１)から(10)までに掲げる施設に類するもの |  |  |
|  | ５　商業施設 | (１)　公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | 全てのもの |  |
|  | ア　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第３項に規定するガス小売事業者の事務所 |  |
|  |  | イ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者の事務所 |  |  |
|  |  | ウ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）の事務所 |  |  |
|  |  | (２)　金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの |  |  |
|  |  | ア　農林中央金庫の事務所 |  |  |
|  |  | イ　株式会社商工組合中央金庫の事務所 |  |  |
|  |  | ウ　日本銀行の支店及び出張所 |  |  |
|  |  | エ　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所（同法第10条第１項第３号に規定する事業を行うものに限る。） |  |  |
|  |  | オ　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第９項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所 |  |  |
|  |  | カ　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第２条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第11条第１項第４号に規定する事業を行うものに限る。） |  |  |
|  |  | キ　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第２号に規定する信用協同組合の事務所 |  |  |
|  |  | ク　株式会社日本政策金融公庫の事務所 |  |  |
|  |  | ケ　株式会社日本政策投資銀行の事務所 |  |  |
|  |  | コ　信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の事務所 |  |  |
|  |  | サ　長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第２条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 |  |  |
|  |  | シ　労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の事務所 |  |  |
|  |  | ス　銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第１項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 |  |  |
|  |  | (３)　(１)及び(２)に掲げるもの以外の商業施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | 用途面積が200平方メートル以上のもの |  |
|  |  | ア　物品販売業を営む店舗及び飲食店 |  |
|  |  | イ　理容師法（昭和22年法律第234号）第１条の２第３項に規定する理容所 |  |
|  |  | ウ　質屋営業法（昭和25年法律第158号）第１条第２項に規定する質屋の営業所 |  |  |
|  |  | エ　クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第２条第４項に規定するクリーニング所 |  |  |
|  |  | オ　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者の事務所 |  |  |
|  |  | カ　旅行業法（昭和27年法律第239号）第２条第１項に規定する旅行業を営む者の営業所 |  |  |
|  |  | キ　美容師法（昭和32年法律第163号）第２条第３項に規定する美容所 |  |  |
|  |  | ク　貸衣装屋 |  |  |
|  |  | ケ　イからクまでに掲げるものに類するサービス業を営む店舗 |  |  |
|  | ６　公共交通機関の施設 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第２条第５号に規定する旅客施設 | 全てのもの（同法第８条第１項の規定により旅客施設を新たに建設し、又は大規模な改良をする場合にあっては、別表第２の２の表１の項(１)から(３)まで及び２の項に規定する整備項目に係る部分に限る。） |  |
|  | ７　駐車場 | 駐車場法（昭和32年法律第106号）第２条第２号に規定する路外駐車場の用に供するもの（自動車の駐車の用に供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。） | 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの |  |
|  | ８　共同住宅 | 共同住宅又は寄宿舎の用に供するもの | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |  |
|  | ９　事務所 | 事務所の用に供するもの（１の項及び５の項に該当するものを除く。） |  |
|  | 10　宿泊施設 | 旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するもの |  |
|  | 11　公衆浴場 | 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第１項に規定する公衆浴場の用に供するもの | 用途面積が500平方メートル以上のもの |  |
|  | 12　地下街等 | 消防法（昭和23年法律第186号）第８条の２第１項に規定する地下街及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第１（16の３）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものの用に供するもの | 全てのもの |  |
|  | 13　運動施設 | 体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の用に供するもの | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |  |
|  | 14　興行・遊興施設 | 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場の用に供するもの | 用途面積が300平方メートル以上のもの |  |
|  | 15　展示施設 | 展示場の用に供するもの | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |  |
|  | 16　工場 | 工場の用に供するもの |  |
|  | 17　公衆便所 | 公衆便所の用に供するもの（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。） | 全てのもの |  |
|  | 18　複合用途建築物 | １の項から17の項までに掲げるものの２以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。） | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |  |

備考　用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいう。

一部改正〔平成８年規則４号・11年21号・12年78号・123号・13年３号・126号・14年99号・15年16号・16年60号・18年９号・19年38号・98号・20年５号・95号・23年70号・24年18号・25年21号・26年３号・74号・27年108号・28年10号・29年45号・30年36号〕

別表第２（第２条関係）

１　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 整備項目 | 整備基準 |  |
|  | １　敷地内通路等 | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の２の項(３)に掲げる動物園等にあっては、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | イ　段がある部分は、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (ア)　手すりを設けること。 |  |
|  |  | (イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 |  |
|  |  | (ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 |  |
|  |  | ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (ア)　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 |  |
|  |  | (イ)　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 |  |
|  |  | (２)　道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ１以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(１)に定めるほか、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | ア　有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は７の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第２項第６号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (ア)　有効幅員は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (イ)　勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないこと。 |  |
|  |  | (ウ)　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 |  |
|  |  | エ　戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (ア)　有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (イ)　自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |  |
|  |  | オ　排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 |  |
|  |  | (３)　別表第１の２の項(３)に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ１以上の出入口及び主要な敷地内の通路は、別表第２の４の表１の項、２の項及び９の項(１)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。 |  |
|  | ２　傾斜路 | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、６の項に定める構造の段に併設するものにあっては、90センチメートル以上とすることができる。 |  |
|  |  | (２)　縦断勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、８分の１を超えないこと。 |  |
|  |  | (３)　高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 |  |
|  |  | (４)　両側には、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (５)　手すりを適切な高さに設けること。 |  |
|  |  | (６)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (７)　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 |  |
|  |  | (８)　傾斜路の端部は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 |  |
|  | ３　駐車場 | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を１（駐車台数の合計が100台を超えるときは、駐車台数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表の９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 |  |
|  |  | (１)　幅は、350センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (２)　駐車場の出入口又は４の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画から４の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、１以上の通路は、１の項(２)に定める構造とすること。ただし、別表第１の２の項(３)に掲げる動物園等にあっては、車椅子使用者用駐車区画から１の項(３)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は４の項に定める構造の出入口等に至る通路は、１の項(３)に定める構造とすること。 |  |
|  | ４　出入口又は改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。） | (１)　主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ１以上設けること。 |  |
|  | ア　有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 |  |
|  | イ　障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。 |  |
|  | ウ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  |  | エ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (２)　屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(１)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第１の３の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の５の項(３)に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。 |  |
|  | ５　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。） | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  | (２)　主たる経路を構成する廊下等（７の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、(１)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。 |  |
|  | ア　有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　段を設けないこと。ただし、２の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ウ　端部は、車椅子の転回に支障がない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 |  |
|  |  | エ　別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）にあっては、適切な高さに手すりを設けること。 |  |
|  |  | オ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  | ６　階段 | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　主たる階段は、回り階段としないこと。 |  |
|  |  | (２)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 |  |
|  |  | (３)　手すりを適切な高さに設けること。 |  |
|  |  | (４)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (５)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 |  |
|  | ７　エレベーター | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第１の８の項、９の項、16の項及び18の項（８の項、９の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、４階以上の階を有するものに限る。）にあっては、籠が当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを１以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講ずる場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　籠の内のり幅は140センチメートル以上とし、籠の内のり奥行きは135センチメートル以上とし、及び籠の構造は車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第１の８の項、９の項、16の項及び18の項（８の項、９の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠を設ける場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ウ　戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。 |  |
|  |  | エ　籠内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。 |  |
|  |  | オ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 |  |
|  |  | カ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 |  |
|  |  | キ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 |  |
|  |  | ク　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 |  |
|  |  | ケ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 |  |
|  |  | コ　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 |  |
|  |  | サ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内のりをいう。）は、150センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (２)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(１)に該当する施設を除く。）にあっては、籠が当該階に停止する(１)に定める構造のエレベーターを１以上設けるよう努めること。 |  |
|  | ８　便所 | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、誰もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車椅子使用者用便房（車椅子使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上（幼稚園及び保育所にあっては、当該車椅子使用者用便房を１以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  |  | ウ　出入口は、主たる経路に接続すること。 |  |
|  |  | エ　腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 |  |
|  |  | オ　乳幼児用のベッド及び椅子を設置するよう努めること。 |  |
|  |  | カ　車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。 |  |
|  |  | キ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあっては、この限りでない。 |  |
|  |  | ケ　出入口には、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。 |  |
|  |  | (２)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレのみで構成されているもの及び(１)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 |  |
|  |  | ア　便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　便所及び便房の出入口の戸は、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  |  | ウ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | エ　障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項(２)に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。 |  |
|  |  | オ　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。 |  |
|  |  | カ　障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を１以上設けること。 |  |
|  | ９　浴室、シャワー室等 | 別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、４の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 |  |
|  |  | (１)　出入口は、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | ア　有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (２)　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 |  |
|  |  | (３)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |
|  |  | (４)　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  | 10　客室 | 別表第１の４の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を１（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 |  |
|  |  | (１)　出入口は、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | ア　有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (２)　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (３)　必要に応じて、手すりを設けること。 |  |
|  |  | (４)　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。 |  |
|  |  | (５)　ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 |  |
|  |  | (６)　便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の４の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第１の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。 |  |
|  |  | イ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (ア)　有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (イ)　戸を設ける場合には、１の項(２)エ(イ)に掲げるものであること。 |  |
|  |  | (７)　浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等（次に掲げるものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 |  |
|  |  | イ　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |
|  |  | ウ　出入口は、(６)イに掲げるものであること。 |  |
|  |  | エ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  | 11　客席及び舞台 | 別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を２（客席数の合計が500席を超えるときは、客席数の合計に200分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 |  |
|  |  | ア　１席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | イ　床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | ウ　車椅子使用者用客席に至る通路は、５の項(２)アからウまでに定める構造とすること。 |  |
|  |  | (２)　障害者等が支障なく客席又は舞台袖口から舞台に上がることができるような経路をそれぞれ１以上確保すること。 |  |
|  | 12　標識及び案内設備 | (１)　障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 |  |
|  |  | (２)　障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(２)において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | イ　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第４章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第２条第17号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第２条第16号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。 |  |
|  |  | (３)　(１)及び(２)に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。 |  |
|  | 13　誘導設備 | 非常時に障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　非常口とするものについては、段を設けないこと。 |  |
|  |  | (２)　非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けるよう努めること。 |  |
|  |  | (３)　一斉放送できる設備を設けるよう努めること。 |  |
|  | 14　カウンター及び記載台又は公衆電話台 | カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造のカウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ１以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設及び別表第１の８の項に掲げる共同住宅にあっては、この限りでない。 |  |
|  | (１)　カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 |  |
|  |  | (２)　公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 |  |
|  | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (１)　道等から12の項(２)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 |  |
|  | ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内の経路及び用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。 |  |
|  |  | イ　経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 |  |
|  |  | (ア)　車路に近接する部分 |  |
|  |  | (イ)　段がある部分又は傾斜（勾配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する部分 |  |
|  |  | (２)　次の場所（別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあっては、ア（６の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　２の項に定める構造の傾斜路及び６の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分 |  |
|  |  | イ　２の項に定める構造の傾斜路の傾斜（勾配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。） |  |
|  |  | ウ　４の項(１)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ１以上の主要な出入口等（屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。）又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後 |  |
|  |  | エ　６の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。） |  |
|  |  | オ　エスカレーターの端部等特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 |  |
|  |  | (３)　２の項に定める構造の傾斜路、５の項に定める構造の廊下等及び６の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。 |  |
|  |  | (４)　８の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。 |  |
|  |  | (５)　エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。 |  |
|  | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 |  |
|  | (１)　別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。 |  |
|  | (２)　別表第１の１の項、２の項（(２)から(４)までの用に供するものに限る。）及び４の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 |  |
|  |  | (３)　別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 |  |
|  |  | (４)　別表第１の１の項に掲げる官公庁施設、２の項(２)に掲げる教育文化施設、３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び４の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。 |  |
|  | 17　休憩、授乳場所等 | 利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるよう努めること。 |  |

備考　別表第１の８の項に掲げる公共的施設にあっては、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し」とあるのは「多数の者が利用し」と、「不特定かつ多数の者又は主として障害者等」とあるのは「多数の者」とする。

２　公共交通機関の施設に関する整備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 整備項目 | 整備基準 |  |
|  | １　障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動等円滑化された経路」という。） | 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに１以上設けること。 |  |
|  | (１)　移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第２の１の表２の項に定める構造の傾斜路又は(４)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。 |  |
|  | (２)　移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第２の１の表４の項(１)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の１の表６の項に定める構造とし、同表の１の表２の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 |  |
|  |  | (３)　移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | ア　有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。 |  |
|  |  | イ　戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 |  |
|  |  | ウ　段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第２の１の表６の項に定める構造とし、同表の１の表２の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 |  |
|  |  | エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  |  | オ　照明設備が設けられていること。 |  |
|  |  | (４)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | ア　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 |  |
|  |  | イ　籠の内のり幅は140センチメートル以上であり、内のり奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 |  |
|  |  | ウ　籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | エ　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 |  |
|  |  | オ　籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。 |  |
|  |  | カ　籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 |  |
|  |  | キ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。 |  |
|  |  | ク　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 |  |
|  |  | ケ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。 |  |
|  |  | コ　籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち、それぞれ１以上は、点字が貼り付けられていること等により、視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。 |  |
|  |  | サ　乗降ロビーの幅は150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上であること。 |  |
|  |  | シ　乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が２のみである場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (５)　移動等円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する２以上の設備がある場合であって、当該２以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該２以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 |  |
|  |  | ア　別表第２の１の表２の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等 |  |
|  |  | イ　別表第２の１の表４の項(１)に定める構造の主要な出入口等の戸の前後 |  |
|  |  | ウ　別表第２の１の表６の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等 |  |
|  |  | エ　(４)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路等 |  |
|  |  | オ　５の項に定める案内標示に近接する通路等 |  |
|  |  | カ　６の項に定める構造の乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等 |  |
|  |  | キ　その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 |  |
|  | ２　改札口 | (１)　改札口を設ける場合は、移動等円滑化された経路に、別表第２の１の表４の項(１)ア、イ及びエに定める構造の改札口を１以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 |  |
|  |  | (２)　自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。 |  |
|  | ３　プラットホーム等 | プラットホーム等は、次に定める構造とすること。 |  |
|  | (１)　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  | (２)　次に定める設備が設けられていること。 |  |
|  |  | ア　発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備） |  |
|  |  | イ　アに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備 |  |
|  |  | (３)　プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (４)　列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (５)　照明設備が設けられていること。 |  |
|  | ４　便所 | 利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 |  |
|  |  | (１)　車椅子使用者用便房を１以上設けること。 |  |
|  |  | (２)　便所及び車椅子使用者用便房の出入口は、別表第２の１の表４の項(２)に定める構造とすること。ただし、同表の１の表４の項(１)イについては、同表の１の表２の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (３)　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  |  | (４)　男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けること。 |  |
|  |  | (５)　障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を１以上設けること。 |  |
|  |  | (６)　便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |
|  |  | (７)　便所の出入口には、車椅子使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。 |  |
|  | ５　案内標示 | (１)　車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (２)　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(４)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 |  |
|  |  | (３)　(２)の標識は、日本産業規格Ｚ8210に適合するものとすること。 |  |
|  |  | (４)　公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあっては、当該出入口又は改札口。(６)において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (５)　(４)の案内板その他の設備は、別表第２の１の表12の項(３)に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (６)　公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 |  |
|  | ６　乗車券等販売所、案内所等 | (１)　券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ１以上設けること。 |  |
|  | ア　券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 |  |
|  |  | イ　券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 |  |
|  |  | (２)　カウンター及び記載台には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を表示すること。 |  |
|  |  | (３)　利用者の休憩の用に供する設備を１以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 |  |

３　道路に関する整備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 整備項目 | 整備基準 |  |
|  | １　歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。） | 歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  | (１)　有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。 |  |
|  | (２)　歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、２パーセント以下とすること。 |  |
|  | (３)　歩道等のすりつけ勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。 |  |
|  | (４)　歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 |  |
|  | ア　車道との境界部分の段差は、２センチメートルを標準とし、かつ、車椅子使用者の通行に支障がない構造とすること。 |  |
|  |  | イ　すりつけ区間と車道と接する部分の間に、長さ150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。 |  |
|  |  | (５)　横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。 |  |
|  |  | (６)　歩道等の舗装は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | ア　雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 |  |
|  |  | イ　平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 |  |
|  |  | (７)　排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 |  |
|  | ２　横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。） | 障害者等の移動の円滑化のために立体横断施設が必要であると認められる場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  | (１)　階段は、回り階段としないこと。 |  |
|  | (２)　階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。 |  |
|  | (３)　路面は、滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  | (４)　車椅子使用者に配慮したエレベーター又は適切に踊場を設けた傾斜路を設けるよう努めること。 |  |
|  | ３　視覚障害者誘導用ブロック | (１)　歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、立体横断施設の昇降口の部分等の注意を喚起する必要のある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 |  |
|  | (２)　公共交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設へ通ずる歩道等にあっては、進路や施設の案内を行うことが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 |  |
|  | ４　視覚障害者用信号機 | 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機を設置するよう努めること。 |  |

４　公園に関する整備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 整備項目 | 整備基準 |  |
|  | １　出入口 | 敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ１以上設けること。 |  |
|  |  | (１)　有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (２)　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  |  | (３)　段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、３の項に定める構造とし、４の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 |  |
|  |  | (４)　車止めの柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90センチメートルを標準とすること。 |  |
|  |  | (５)　出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |  |
|  | ２　園路 | (１)　主要な園路は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | ア　有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 |  |
|  |  | イ　縦断勾配は、４パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。 |  |
|  |  | ウ　３パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障がない退避スペースを設置すること。 |  |
|  |  | エ　横断勾配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。 |  |
|  |  | オ　段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、３の項に定める構造とし、４の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 |  |
|  |  | カ　両側は、転落を防ぐ構造とすること。 |  |
|  |  | キ　必要に応じて、手すりを設けること。 |  |
|  |  | ク　路面は、滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  |  | ケ　縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は２センチメートル以下、すりつけ勾配は８パーセント以下とすること。 |  |
|  |  | コ　排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 |  |
|  |  | (２)　障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 |  |
|  | ３　階段 | 利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (２)　手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (３)　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 |  |
|  |  | (４)　回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (５)　踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  |  | (６)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 |  |
|  |  | (７)　階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 |  |
|  | ４　傾斜路 | 利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (２)　縦断勾配は、８パーセント以下とすること。 |  |
|  |  | (３)　横断勾配は、設けないこと。 |  |
|  |  | (４)　高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。 |  |
|  |  | (５)　手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (６)　傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 |  |
|  |  | (７)　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  | ５　便所 | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。 |  |
|  |  | ア　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |  |
|  |  | イ　男子用小便器を設ける場合は、１以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 |  |
|  |  | ウ　イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。 |  |
|  |  | (２)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち１以上は、(１)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとすること。 |  |
|  |  | ア　便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 |  |
|  |  | イ　障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 |  |
|  |  | (３)　(２)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとすること。 |  |
|  |  | ア　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 |  |
|  |  | (ア)　幅は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (イ)　(ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 |  |
|  |  | (ウ)　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |  |
|  |  | (エ)　障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 |  |
|  |  | (オ)　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 |  |
|  |  | ａ　幅は、80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | ｂ　障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 |  |
|  |  | イ　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 |  |
|  |  | (４)　(２)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 |  |
|  |  | ア　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 |  |
|  |  | イ　出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 |  |
|  |  | ウ　腰掛便座及び手すりが設けられていること。 |  |
|  |  | エ　障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 |  |
|  |  | (５)　(３)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(４)の便房について準用する。 |  |
|  | ６　駐車場 | 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあっては、駐車台数の合計に１/50を乗じて得た数（ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げた数）以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に１/100を乗じて得た数（ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げた数）に２を加えた数以上を設けること。 |  |
|  |  | (１)　幅は、350センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (２)　２の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画へ通ずる園路は、２の項に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (３)　車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。 |  |
|  | ７　案内標示 | (１)　案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識をいう。以下この項において同じ。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。 |  |
|  |  | ア　障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 |  |
|  |  | イ　当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。 |  |
|  |  | ウ　案内板及び標識は、別表第２の１の表12の項(３)に定める構造とすること。 |  |
|  |  | (２)　案内板のうち１以上は、１の項に定める出入口の付近に設けること。 |  |
|  | ８　付帯設備 | ベンチ、屋外卓及びその他の設備を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造のものを設けること。 |  |
|  | ９　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 |  |
|  | (１)　次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、駐車場から１の項に定める構造の出入口に至る園路にあっては、この限りでない。 |  |
|  | ア　敷地に接する道から１の項に定める構造の出入口に至る経路 |  |
|  | イ　３の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分 |  |
|  |  | ウ　４の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場 |  |
|  |  | エ　２の項に定める構造の園路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 |  |
|  |  | (２)　７の項(１)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。 |  |

一部改正〔平成13年規則３号・126号・21年33号・29年45号・令和元年15号〕

第１号様式

（第３条関係）（縦30センチメートル、横22センチメートル）

一部改正〔平成21年規則33号〕

第２号様式

（第３条関係）（公共的施設用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号・令和元年15号〕

第３号様式

（第３条関係）（道路用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号・令和元年15号〕

第４号様式

（第３条関係）（公園用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号・令和元年15号〕

第５号様式

（第３条、第５条、第９条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

全部改正〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕

第５号様式の２

（第３条、第５条、第９条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等）用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

追加〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕

第６号様式

（第３条、第５条、第９条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

全部改正〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕

第７号様式

（第３条関係）（道路用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

全部改正〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕

第８号様式

（第３条関係）（公園用）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

全部改正〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕

第９号様式

（第５条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号・令和元年15号〕

第10号様式

（第７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号・令和元年15号〕

第11号様式

（第９条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成21年規則33号・令和元年15号〕

第12号様式

（第10条関係）用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成21年規則33号・令和元年15号〕

第13号様式

（第11条関係）（用紙　縦６センチメートル、横９センチメートル）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号〕

第14号様式

（第13条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一部改正〔平成８年規則４号・９年51号・12年78号・21年33号・令和元年15号〕

第15号様式

（第16条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

追加〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕

第16号様式

（第16条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

追加〔平成21年規則33号〕、一部改正〔平成29年規則45号・令和元年15号〕